

第 6 回

熊本県議会

# 総務常任委員会会議記録

平成25年9月30日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

## 第 6 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

平成25年9月30日（月曜日）

午前10時0分開議

午後0時42分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成25年度年度熊本県一般会計補正予算（第3号）

議案第2号 熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第3号 熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定について

報告第5号 公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出について

報告第6号 フィッシャリーナ天草株式会社経営状況を説明する書類の提出について

報告第7号 公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類の提出について

報告第8号 天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第9号 熊本空港ビルディング株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第10号 豊肥本線高速鉄道保有株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第11号 肥薩おれんじ鉄道株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

報告第38号 平成24年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について

報告第39号 公立大学法人熊本県立大学の

平成24年度に係る業務の実績に関する評価について

請第30号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願書

請第31号 私学助成に関する意見書の提出を求める請願

請第35号 熊本大学法科大学院の存続について国への意見書提出を求める請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①平成24年度熊本県普通会計決算の概要について

②熊本県子ども・子育て会議条例の制定について

③熊本県総合博物ネットワーク（仮称）中間報告（コンセプト）について

④川辺川ダム問題について

委員会提出議案

①私学助成の充実強化に関する意見書

②熊本大学法科大学院をはじめとする地方の法科大学院の存続及び組織見直し措置の改善を求める意見書

出席委員（8人）

委員長 山口 ゆたか

副委員長 橋 口 海 平

委員 鬼 海 洋 一

委員 岩 下 栄 一

委員 大 西 一 史

委員 氷 室 雄 一 郎

委員 溝 口 幸 治

委員 高 木 健 次

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

知事公室  
 公室長 田 嶋 徹  
 危機管理監 五 嶋 道 也  
 首席審議員兼秘書課長 山 口 達 人  
 首席審議員兼広報課長 坂 本 浩  
 危機管理防災課長 岡 田 浩  
 知事公室付政策調整監 白 石 伸 一  
 総務部  
 部 長 岡 村 範 明  
 理事兼県中央広域本部長兼  
 市町村・税務局長 楢木野 史 貴  
 政策審議監 木 村 敬  
 総務私学局長 吉 田 勝 也  
 首席審議員兼人事課長 金 子 徳 政  
 財政課長 福 島 誠 治  
 県政情報文書課長 本 田 雅 裕  
 総務事務センター長 古 谷 秀 晴  
 管財課長 吉 永 一 夫  
 首席審議員兼私学振興課長 仁 木 徳 子  
 市町村行政課長  
 兼県中央広域本部総務部長 原 悟  
 市町村財政課長 高 山 寿 一 郎  
 消防保安課長 田 原 牧 人  
 税務課長 渡 辺 克 淑  
 企画振興部  
 部 長 錦 織 功 政  
 理事兼  
 交通政策・情報局長 小 林 豊  
 総括審議員兼政策審議監 内 田 安 弘  
 地域・文化振興局長 田 中 浩 二  
 企画課長 小 原 雅 晶  
 地域振興課長兼  
 県中央広域本部振興部長 吉 田 誠  
 文化企画課長 吉 永 明 彦  
 政策監兼  
 文化・世界遺産推進室長 本 田 圭  
 川辺川ダム総合対策課長 福 山 武 彦  
 交通政策課長 中 川 誠  
 情報企画課長 家 入 淳

統計調査課長 池 田 正 人

出納局

会計管理者兼出納局長 伊 藤 敏 明  
 会計課長 福 島 裕  
 管理調達課長 前 野 弘  
 人事委員会事務局  
 局 長 鷹 尾 雄 二  
 総務課長 吉 富 寛  
 公務員課長 與 田 博  
 監査委員事務局  
 局 長 本 田 恵 則  
 首席審議員兼監査監 富 永 正 純  
 監査監 草 野 武 夫  
 監査監 瀬 戸 浩 一  
 議会事務局  
 局 長 長 野 潤 一  
 次長兼総務課長 後 藤 泰 之  
 議事課長 佐 藤 美 智 子  
 政務調査課長 新 義 明

事務局職員出席者

議事課課長補佐 井 隆 彦  
 政務調査課主幹 桑 原 博 史

午前10時0分開議

○山口ゆたか委員長 それでは、ただいまから第6回総務常任委員会を開会いたします。

まず、今回付託されました請第30号、請第31号及び請第35号について、提出者から趣旨説明の申し出がっておりますので、これを許可したいと思います。

初めに、請第30号についての説明者を入室させていただきます。

（請第30号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 おはようございます。説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、よろしくお願ひします。

（請第30号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 よくわかりました。後で審査しますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第30号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、請第31号についての説明者を入室させてください。

（請第31号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いいたします。

それでは、お願いします。

（請第31号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 よくわかりました。後で審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。ありがとうございました。

（請第31号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、請第35号についての説明者を入室させてください。

（請第35号の説明者入室）

○山口ゆたか委員長 説明者の方に申し上げます。各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

それでは、お願いします。

（請第35号の説明者の趣旨説明）

○山口ゆたか委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査いたしますので、本日はこれでお引き取りください。

（請第35号の説明者退室）

○山口ゆたか委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。説明に当たっては、効率よく進めるために着座のまま簡潔にお願いします。

それでは、総務部長から総括説明をお願いします。

○岡村総務部長 おはようございます。

今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

まず、一般会計補正予算につきましては、議案第1号といたしまして、国の緊急経済対策に係る追加内示への対応や地域の元気基金を初めとした国の緊急経済対策造成基金の活用、そして通常分を合わせまして約53億6,100万円を計上しております。

このほか、熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例等の条例案件につきましても御提案申し上げます。

この後、予算関係議案の総括的な説明につきましては財政課長から、また、詳細な内容及び条例等議案につきましては各課長からそれぞれ御説明申し上げますので、御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、財政課長から、平成25年度9月補正予算の概要等について説明をお願いします。

○福島財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料をお願いいたします。資料の1ページをお開き願います。

9月補正予算の概要です。

今回の一般会計補正予算は、上段に記載のとおり、まず1、国の緊急経済対策関係が19億4,800万円となります。そのうち、①追加内示分9億7,400万円は、地域医療再生基金の積み増しに伴うものでございます。次の②緊急経済対策造成基金活用分9億7,300万円は、地域の元気基金や緊急雇用創出基金などの基金を活用した事業でございます。

加えて、2、通常分34億1,300万円は、世界農業遺産の認定効果を高めるための事業や国の今年度予算における追加内示による公共事業等でございます。

以上、総額で53億6,100万円の増額補正となり、補正後の予算総額は7,398億4,700万円となります。

2ページをお願いいたします。

歳入予算の内訳でございます。

今回の補正予算が経済対策への対応や国庫補助事業の追加内示などが中心になるため、3ページ9の国庫支出金と基金の取り崩しである12の繰入金がほとんどを占めております。

4ページをお願いいたします。

歳出予算の内訳でございます。

1の一般行政経費は、地域医療再生基金や環境保全基金の積み増し、緊急雇用創出基金の活用等により、約36億円を計上しております。

下の5ページにつきましては、投資的経費でございます。

公共事業等に係る国の追加内示や地域の元気基金の活用などにより、約18億円を計上しております。それぞれ説明欄に、補正額に係る主な事業を記載しております。

6ページをお願いいたします。

今回の補正に伴い必要となる地方債の補正でございます。

以上が9月補正予算の概要でございます。よろしくお申し上げます。

○山口ゆたか委員長 次に、関係課長から順次説明をお願いします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

説明資料の8ページ、上の表をごらんください。

松橋収蔵庫広場整備事業、1498万円余でございます。

新たな熊本タイプの博物館において、中核施設となる松橋収蔵庫を訪れる方々が、集い、遊び、憩う広場であるとともに、地域住民がレクリエーションもできる地域に開かれた広場として整備するための実施設計費でございます。

なお、熊本タイプの博物館に係る検討につきましては、後ほどその他報告事項の中で御報告させていただきます。

以上、御審議のほどよろしくお申しいたします。

○池田統計調査課長 統計調査課です。

同じく8ページ、下の表をお願いいたします。

委託統計費として555万5,000円の増額補正をお願いしております。

説明欄に記載しておりますが、これは国からの委託を受けて実施いたします住宅・土地統計調査に係る国庫委託金の内示増に伴う増額でございます。

住宅・土地統計調査は、県内全市町村から無作為に抽出いたしました約5万5,000世帯について、住宅などの建物の実態並びに住宅、土地の保有状況などを調査するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお申しいたします。

○原市町村行政課長 市町村行政課でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

第2号議案は、熊本県議会議員及び熊本県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容につきましては、10ページの概要で御説明いたします。

1の改正の趣旨にありますように、今回の改正は、公職選挙法の一部改正に伴いまして県条例の規定を整理するものでございます。

選挙運動の費用につきましては、公職選挙法に基づき、県議会議員や県知事の選挙におきまして、県条例で定めることにより選挙運動用自動車や選挙運動用ポスター等の費用を公費負担することができるとされております。

このうち、公職選挙法第143条第1項4号

の2は、知事選に限っては、個人演説会告知用ポスターについても公費負担ができるという旨の条項でしたが、4月の公職選挙法改正の中で、4号の2に新たに別の項目が追加挿入されましたため、第4号の3と法改正がございました。これを受けまして、今回県条例の表現も同様に改めるものでございます。

条例の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

説明は以上でございます。

○渡辺税務課長 税務課でございます。

資料の11ページをお願いいたします。

第3号議案熊本県税災害減免条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。12ページの条例の概要で御説明申し上げます。

金融所得課税の一体化に向けた地方税法の一部改正に伴う改正でございます。

金融所得課税の一体化につきましては、さきの6月議会におきまして、県税条例の改正を御承認いただいたところでございますが、それに関連しまして、国から災害減免に関する取り扱いが示されたことから、関係規定の改正を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、(1)は、個人事業税の免除の可否を判断いたします合計所得金額に含めるものといたしまして、公社債に係る利子所得を加えるため、配当所得を配当所得等に改めるものでございます。(2)は、法律の改正に合わせまして、株式を一般株式と上場株式に分けて規定するものでございます。

施行期日は、(1)(2)は平成29年1月1日、その他、文言の整理などを行います(3)は公布の日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課で

ございます。

報告第5号及び報告第39号の2件の報告につきまして、関連いたしますので一括して報告をさせていただきます。

まず、資料13ページをお願いいたします。

報告第5号公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類の提出についてでございます。

別冊資料がございます。別冊資料は、表紙に平成25年9月公立大学法人熊本県立大学の経営状況を説明する書類と記載しているものでございます。

主な項目につきまして御説明申し上げます。別冊資料2枚おめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

公立大学法人熊本県立大学は、県立大学を設置、管理する地方独立行政法人として平成18年4月に設立されております。

法人の役員、審議機関、大学の概要等につきましては、資料記載のとおりでございます。省略させていただきます。

2ページにつきましては、法人の組織図でございます。これにつきましても、説明は省略させていただきます。

次に、1枚めくりいただきまして3ページをお願いいたします。

平成24年度の事業の実施状況についてでございます。

教育、研究、地域貢献など9項目につきまして、5ページまでの記載となっております。

まず、教育に関する取り組みといたしましては、全学共通科目構想について、市民性の涵養を目指す新たな理念を取りまとめたこと、それから、管理栄養士国家試験について、中期計画で設定した合格率を下回ったこと、英語教育につきまして、英語英米文学科において、4年間の英語能力試験の向上率、学年平均10%以上の目標達成に向けて取り組んでいることなどが主な取り組みでございます。

す。

4ページをお願いいたします。

次に、研究に関する取り組みとしまして、有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究について、プロジェクトチームを立ち上げ、研究に着手したこと等が主な取り組みでございます。

地域貢献に関する主な取り組みとしましては、くまもと農業アカデミー等の社会人継続教育に取り組んだこと等が主な取り組みでございます。

このほか、学生生活支援、業務運営の改善、効率化などにつきまして、資料記載のとおり取り組みが実施されているところでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

財務諸表でございます。6ページが貸借対照表、7ページが損益計算書でございますが、7ページ、損益計算書の一番下の欄にございますように、当期総利益は1億500万円余となっております。当期総利益につきましては、地方独立行政法人法第40条に定める手続を経まして、教育、研究の質の向上、組織運営及び施設設備の改善に充てることとされております。

8ページをお願いいたします。

8ページから9ページにつきましては、平成25年度の事業計画でございます。

事業計画では、まず教育の質の向上について、入学者選抜実施方針の策定に向けた取り組み、減災型地域社会のリーダー養成プログラムの推進に向けた取り組みなど、それから、特色ある研究の推進については、有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究の推進に向けた取り組みなど、それから、地域貢献活動の更なる推進については、包括協定団体を初め地域と連携した取り組みなど、資料記載のとおり、計画されているところでございます。

10ページの予算をお願いいたします。

平成25年度の予算規模といたしましては、総額24億1,700万円余でございます。財源といたしまして、授業料収入、県が交付する運営費交付金などとなっております。

県立大学の経営状況の説明につきましては以上でございます。

次に、委員会資料22ページでございますが、報告第39号公立大学法人熊本県立大学の平成24年度に係る業務の実績に関する評価についてでございます。

別冊資料がございます。別冊資料は、その表紙に平成24年度公立大学法人熊本県立大学業務実績評価書と記載しているものをごらんいただければと思います。

この報告は、地方独立行政法人法第28条の規定により、各年度の業務の実績に係る熊本県公立大学法人評価委員会における評価結果について、知事は、その旨を議会に報告することと定められておるところでございます。

本年度の評価委員会は、7月16日に第1回、8月7日に第2回目が開催され、第1回におきましては、県立大学法人からの事業概要の報告、評価委員会による質疑応答、その後、評価事項素案の作成、各委員からの意見をお受けした後、第2回委員会におきまして評価案の審議が行われ、評価書として取りまとめられたところでございます。

評価書の1ページをお願いいたします。

1ページから2ページにかけては、業務実績の全体評価が記述されているところでございます。まず、全体評価と記されている事項について御説明申し上げます。

まず、教育につきましては、全学共通プログラムの開発に向け前進したこと等、年度計画を着実に推進したこと等が特記されてございます。

次に、研究につきましては、有明海・不知火海流域圏における環境共生型産業に関する研究に関する取り組みが計画的に推進されていることが特記されてございます。

地域貢献につきましては、包括協定を締結している自治体による連絡会議の設置、開催、くまもと農業アカデミー等の社会人継続教育の取り組み等が特記されてございます。

2ページ、お願いいたします。

さらに、業務運営等につきまして、業務改善・情報システム見直しプロジェクトチームを発足させ、業務の可視化、点検、この結果を踏まえまして、熊本県立大学の求める業務・情報システムのあるべき姿検討報告書として取りまとめられ、今後の事務効率化、合理化、経費節減に向けた取り組みが計画的に行われることへの期待が特記されてございます。

以上のことから、2ページの中ほどに記載のとおり、大学の教育研究の質の向上に関する項目以外の項目に係る段階評価の結果を踏まえ、平成24年度の取り組みにつきましては、年度計画を順調に実施していると評価されております。

また、本評価におきましては、大学の教育研究等の質の向上に関する項目については、事業の外形的、客観的な進行状況の確認を行い、特筆すべき点や改善すべき点を記載するとの趣旨に従い、指摘されている箇所がございます。

管理栄養士の合格率90%以上の目的が達成できなかった点、教育改善のためのアンケート見直しが先送りになった点、英語教育について、各学科の修得すべき英語能力の明確化が先送りになった点、そのほか、平成24年度の年度計画が達成できなかった点について、早い段階で達成するよう指摘をされているところでございます。

各項目ごとの評価につきましては、3ページ以降に記載されておりますが、説明は省略させていただきます。

平成24年度の業務実績評価の説明は以上でございます。

以上で報告第5号及び第39号についての説

明を終わります。

○吉田地域振興課長 地域振興課でございます。

報告第6号フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類の提出について、別冊フィッシャリーナ天草株式会社の経営状況を説明する書類により御説明いたします。

まず、会社の概要でございます。1ページをお願いいたします。

フィッシャリーナ天草株式会社は、天草海洋リゾート基地建設構想に位置づけられた樋合島リゾート整備の事業主体として設立され、上天草市樋合島におけるマリナーの運営や船舶の附属品の販売及び船舶整備等を主な事業としております。資本金は3億3,500万円でございます。

2ページをお願いいたします。

株主の状況は、本県、上天草市など8名でございます。本県所有の株式数は3,220株、全株式の48.0%でございます。

3ページの事業報告をお願いします。

次に、平成24年度決算に関してであります。

平成24年度は、平成28年度までの単年度黒字化を目標に策定した中期経営戦略に基づき、営業活動の強化や人件費を含む一般管理費の縮減に努めたものの、昨年7月の豪雨災害により夏季の繁忙時期に出航回数が激減したことに伴い、上下架料及び燃料費売上げが大幅に落ち込んだことから、売上高は6,215万円となり、中期経営戦略の計画目標を150万円程度下回りました。

なお、中期経営戦略の着実な遂行を期していくため、新たに正副社長による運営会議を設置し、経営管理の徹底を図っているところでございます。

また、地域づくり“夢チャレンジ”推進事業等の積極的な活用を図るなど、上天草地域の振興にも貢献しているところでござい



す。

次に、5ページの収支決算書についてでございます。

平成24年度の売り上げは6,215万円余り、当期損失は1,949万円余りとなっております。

貸借対照表及び財産目録については、6ページ、7ページのとおりでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

平成25年度事業計画について御説明します。

平成24年6月の取締役会で議決された中期経営戦略に基づき、県外での積極的な営業活動を初めとする営業活動の強化や利用ポイント制度の周知等、マリナーサービスの充実を図る一方、さらなる経費削減の徹底を図ることで、中期経営戦略期間内の単年度黒字化を目指すこととしております。あわせて、地域の振興に寄与し、利用者が何度も訪れたいと思うような施設づくりを目指してまいります。

また、目標達成状況等について、社内認識の共有を徹底していくため、正副社長で構成する運営会議、これを2カ月に1回を基本に開催することを通じて、会社一丸となって収益の改善に努めていくこととしております。

最後に、9ページに収支予算書を記載しております。

平成25年度は、保有艇数の増加及びそれに付随する商品売り上げの増収により、平成24年度に比べ売上高が増加する見込みでございますが、電気料金の値上げ等による一般管理費の増加により、依然として967万円の損失を計上する見込みです。

平成26年度以降は、賃借料減額を初めとする一般管理費の見直しなどにより、収支が改善していくという見通しでございます。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況について御報告申し上げます。

説明資料の15ページ、報告第7号でございますが、お手元の別冊、公益財団法人熊本県立劇場の経営状況を説明する書類により、主なポイントについてのみ御報告申し上げます。

まず、1ページをお開き願います。

1、事業報告でございます。

財団法人熊本県立劇場は、平成24年4月1日をもって公益財団法人熊本県立劇場に移行しました。

平成24年度は、第3期指定管理者の初年度――5年間でございますが、でありましたが、県立劇場への一般入場者数、コンサートホールの利用率は前年度を上回ったものの、演劇ホールの利用率、文化事業への入場者、参加者数は前年度を下回りました。これは、リーマン・ショック以降の長引く景気低迷による1催事当たりの入場者数の減、2011年にオープンしましたくまもと森都心プラザ等の類似施設の影響等が考えられます。

続きまして、収支決算の状況でございます。2ページ、上の表とあわせてごらんください。

2ページの収支決算の状況の24年度の欄でございますが、事業活動収入から事業活動支出を引いた事業活動収支差額、これが724万4,000円弱の赤字となっております。これは、平成24年度が県立劇場の開館30年目に該当し、マリインスキー歌劇場管弦楽団等の記念事業を実施したこと等に伴うもので、不足分は特定資産取崩収入で対応し、投資活動収支差額としては1,201万円余の黒字となっております。これに前年度からの前期繰越収支差額を合計しますと、1,235万2,000円余が次期繰越収支差額となっております。

続きまして、2ページ、下の表をごらんく

ださい。

委託料は3億7,480万円と、前年度に比べ826万6,000円の増額となっておりますが、これは前年度が改修工事のため約3カ月間休館したため、その期間の光熱費、人件費等を削減したこと等によるものです。

3ページをお開きください。

使用料の収納業務についてでございますが、これは、県立劇場のホールの貸し出しや駐車場の使用料の収納業務で、前年度に比べ約2,678万2,000円の増額となっておりますが、これも前年度は改修工事のため約3カ月間休館しておりました。今年度はそれがなかったことによるものでございます。

次に、3、入場者数の推移、主要施設の利用率についてでございますが、先ほど御説明したとおりでございます。

次の(4)文化事業でございます。

舞台芸術を中心とした芸術文化の創造拠点として取り組む事業、芸術文化の普及拠点として取り組む事業を実施しておりますけれども、これ以外にも、企業の協賛による舞台芸術に触れる機会の少ない子供たちを招待するぴっころシート事業、ボランティア団体への業務委託を通じた県民参加の仕組みづくり事業に取り組んでおります。

続きまして、決算に伴う財務状況を御説明します。7ページをお願いします。

なお、当財団は、公益財団法人への移行により、ここに掲載しております収支計算書のほか、21ページまでの財産目録までが決算書類となっております。

まず、収支計算書についてでございますが、内容につきましては、最初に御説明したとおりでございますので、割愛させていただきます。

12ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産から負債を差し引いた正味財産の合計は約9,829万9,000円余となり、前年度と比較

して914万3,000円余減少しておりますけれども、これは、開館30周年記念事業を実施するため基金を取り崩したこと、新たな会計基準の変更による工具備品の減価償却を行ったことによるものでございます。

14ページから19ページは、正味財産増減計算書並びに正味財産増減計算書内訳表でございます。

以上が平成24年度の事業の概要及び決算の状況でございます。

次に、平成25年度の事業計画及び予算について御説明いたします。22ページをお願いします。

平成25年度は、第3期の指定管理の2年目として、引き続き県立劇場の管理運営業務を行い、芸術文化の振興を図ることとしております。

最後に、23ページをお願いいたします。

平成25年度の予算についてでございますけれども、前年度と比べると経常収益が2,014万4,000円の減でございますけれども、これは主に前年度計上しておりました退職手当引当金取崩額の減等によるものです。

また、経常費用も3,428万1,000円の減となっておりますけれども、これは昨年度の開館30周年目の記念事業等がなくなったこと等によるものでございます。

なお、ちなみに経常収益の中の内訳の中で主なもので申し上げますと、昨年度と比較して734万円の減額がございますけれども、これは先ほど申し上げました30周年記念事業、5つほど行いましたけれども、その入場料収入の減によるものでございます。

そして、(1)⑤の受託収益の中の640万円の演奏家派遣コーディネート事業への学校からの制作受託収入等でございますけれども、これについては、文化庁の補助金申請の事務的な手続で、当資料が4月1日現在で作成しておりますけれども、最終的には年度末には約600万円が入る予定になっておりますので、

それに伴う減額でございます。

公益財団法人熊本県立劇場の経営状況の報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

説明資料の16ページから19ページ、報告第8号から第11号まで、交通政策課で所管しております三セク会社4社につきまして、それぞれ別冊の経営状況を説明する書類により説明させていただきます。

まず、報告第8号、天草エアラインの経営状況でございます。

別冊天草エアラインの経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

事業報告でございます。

平成24年度は、当初整備計画に基づく計画運休が発生したものの、各種利用促進策や新デザインによる機体の塗りかえ等、知名度向上に取り組んだ結果、利用率は前年度を2.7ポイント上回る51.9%、利用者数も6万6,709人となり、対前年度2,956人の増加となっております。

2ページ及び3ページにかけましては、株式の状況等会社の概要でございます。

4ページをごらんください。

収支決算でございます。

まず、営業収益の売上高は、旅客収入等6億7,560万円余に対し、営業費用の売上原価は8億3,248万円余、販売費及び一般管理費は8,601万円余となり、営業損失は2億4,289万円余となりました。これに安定運航継続のための機材整備補助金等を特別利益に計上したことなどによりまして、税引き後の当期利益は4,678万円余となっております。

5ページをごらんください。

貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。

流動資産は、航空機の部品等の貯蔵品など

で、3億5,497万円余でございます。固定資産は、空港整備用施設である建物や航空機などで、2億4,155万円余でございます。また、繰延資産は、機体デザイン変更による開発費用など、合わせて1,453万円余でございます。資産の部の合計は6億1,106万円余となっております。

次に、負債の部でございます。

流動負債は、短期借入金等で3億1,940万円余となっております。また、固定負債は7,143万円余となっており、純資産の部合計は2億2,022万円余となっております。

6ページは、財産目録でございます。

7ページをお願いいたします。

25年度の事業計画でございます。

天草エアラインでは、平成25年度においても、安全運航を第一に、定時性及び利便性の確保に努めていくこととしております。

引き続き厳しい経営環境が予想されるため、地元の天草空港利用促進協議会等と一体となって、より一層の増収、利用促進に取り組むこととしております。

8ページをごらんください。

25年度の収支予算でございます。

平成25年度売上高は、旅客の回復や各種利用促進策の効果が見込まれることから、7億1,393万円余と、昨年度から約5%、3,800万円程度の増収を見込んでおります。

一方、費用につきましては、人件費削減等により一層の経費削減努力を行っているものの、整備規定に基づくCチェック整備及びエンジン交換が予定されており、機体の重整備費用が増加することから、営業損失は2億9,476万円余と見込んでおります。

天草エアラインにつきましては以上でございます。

続きまして、報告第9号、熊本空港ビルディングでございます。

別冊、熊本空港ビルディングの経営状況説明書類の1ページをお開きください。

事業報告でございます。

平成24年8月には国内線ターミナルビルが完成しておりますが、平成24年度の阿蘇くまもと空港の利用状況につきましては、国内線の旅客数281万561人で、対前年比プラス2.1%、人数にして5万7,936人の増加となりました。東京線及び名古屋線が好調であったため、前年度を上回る結果となっております。

国際線は3万5,024人で、対前年比マイナス1.7%、人数にして621人の減少となっております。年度前半の円高、ウォン安の影響等による外国人旅客の減少により、前年度をわずかに下回る結果となりました。

国内航空貨物の取扱量は1万7,249トンで、対前年比92.8%となりました。これは輸送手段の見直しと機材の小型化等による影響と思われま。

3ページ及び4ページにかけましては、株式の状況と会社の概要でございます。

5ページをお開きください。

収支決算でございます。

営業収益は、航空会社やテナントからの賃料等により、15億3,728万円余となっております。一方、純仕入高は3,130万円余、販売費及び一般管理費は12億8,898万円余となり、営業利益が2億1,699万円余となりました。税引き後の当期利益は1億5,419万円余でございます。

6ページをごらんください。

貸借対照表でございます。

資産の部。流動資産は16億5,625万円余でございます。固定資産は、ビル本体や建物附属設備などで50億6,645万円余です。資産の部合計は67億2,271万円余となっております。

負債の部でございます。流動負債は4億6,410万円余となっております。固定負債は25億8,348万円余となっており、純資産の部の合計は36億7,511万円余となっております。

7ページと8ページには、財産目録を記載

しております。

9ページをお開きください。

事業計画でございます。

今年7月には、滑走路やターミナルビル、駐車場の運営を一体化し、民間委託できるようにする民活空港運営法が施行され、空港経営改革の動きが進んでいくことが予想されます。

このような中、空港ビルにおきましては、一層の経営基盤の強化と危機管理体制の整備等を図りながら、このような動きに迅速に対応できるよう取り組むこととしております。

10ページをごらんください。

25年度の収支予算書でございます。

25年度の営業収益は、賃料収入などで昨年度と同程度の15億2,704万円余を見込んでおります。また、費用として、純仕入高と販売費及び一般管理費で12億6,136万円余を見込んでおり、営業利益としては2億6,567万円余を見込んでおります。

空港ビルディングにつきましては以上でございます。

続きまして、報告第10号、豊肥本線高速鉄道の経営状況でございます。

別冊、豊肥本線高速鉄道の経営状況を説明する書類、1ページをお開きください。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社は、JR豊肥本線の電化に際し、当時の国庫補助金制度の仕組みにより設立した会社でございます。電化施設と車両を会社の資産とし、それらをJR九州に貸し付け、その使用料を会社の収入としております。経費は、施設及び車両の減価償却費等となっております。

平成24年度も計画どおりの収支でございます。平成25年度以降は、減価償却費が大きく減少することから、黒字となる見込みでございます。

2ページ及び3ページにかけては、株式の状況と会社の概要でございます。

4ページをお開きください。

収支決算でございます。

営業収益の売上高1億5,240万円に対し、営業費用は、売上原価が1億5,426万円余、販売費及び一般管理費が1,139万円余となり、営業損失は1,325万円余となりました。税引き後の当期損失は1,874万円余でございます。

5ページをお開きください。

貸借対照表でございます。

資産の部。流動資産は1,482万円余、固定資産は、線路、電路設備である構築物等で13億9,913万円余となり、資産の部合計は14億1,395万円余でございます。

負債の部。流動負債は9,677万円余となっております。また、固定負債は6,000万円余となっており、純資産の部合計は12億5,718万円余となっております。

平成25年度の計画でございます。6ページをお開きください。

平成25年度も、JR九州からの使用料収入によって利益の確保を図り、長期債務について、計画的に返済を行うこととしています。

7ページをごらんください。

25年度の収支予算でございます。

25年度の売上高は、24年度と同じく、JRからの使用料1億5,240万円を見込んでおりますが、営業費用につきましては、減価償却費が前年度よりも約3,700万円減少することから、営業利益は黒字転換し、2,420万円と見込んでおります。

豊肥本線高速鉄道保有株式会社については以上でございます。

最後に、報告第11号、肥薩おれんじ鉄道の経営状況でございます。

別冊の平成24年度決算に関する書類、1ページをお開きください。

平成24年度は、前年度同様、県や沿線自治体と連携し、各種の利用促進を行うとともに、韓国、台湾等海外からの誘客に力を入れましたが、少子化による定期通学の減少等に

より、利用者数は前年から約5.8%減少し、約137万人となりました。

3ページ及び4ページにかけましては、株式の状況等会社の概要でございます。

5ページをお開きください。

収支決算でございます。

営業収益の売上高11億5,622万円余に対し、営業費の売上原価は10億800万円余、販売費及び一般管理費等、4億1,900万円余となり、営業損失は2億7,137万円余となりました。

なお、鉄道施設工事への負担金や設備整備等への補助金を特別利益に計上したことなどにより、税引き後の当期損失は1億8,609万円余となりました。

6ページをごらんください。

貸借対照表でございます。

資産の部。流動資産は、JR貨物からの線路使用料等の未収金などで4億3,377万円余でございます。また、固定資産は、鉄道施設や車両等で6億6,374万円余となり、資産の部合計は10億9,752万円余でございます。

次に、負債の部。流動負債は、4月以降に支払う予定の工事代金等の未払い金などで6億4,071万円余となっております。固定負債は6,614万円余となっており、純資産の部合計は3億9,066万円余となっております。

7ページをお開きください。

平成25年度事業計画でございます。

平成25年度につきましても、観光列車「おれんじ食堂」の活用や沿線自治体と連携したイベント等による誘客によりまして、利用者の増加に努めてまいります。また、将来的に安全かつ安定的な運行を行うため、プロパー職員の段階的な確保と老朽化した施設の計画的な整備に取り組んでまいります。

8ページをごらんください。

平成25年度の収支予算でございます。

平成25年度の収益は、おれんじ食堂の運行に伴う運輸収入などにより約15億8,832万円

と、昨年度からの増収を見込んでおります。一方で、費用につきましては、鉄道施設の修繕による施設整備費4億2,700万円余の増加が見込まれることから、営業損失は4億1,223万円と見込んでおります。

以上、第8号から第11号まで4件御報告させていただきました。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

委員会説明資料の20ページをお願いいたします。

報告第38号平成24年度決算に基づく熊本県の財政の健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告でございます。21ページの概要で御説明させていただきます。

1の趣旨に記載のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして、平成24年度決算に基づく本県の財政の健全化判断比率等について、監査委員の審査に付して報告するものでございます。

なお、監査委員の審査意見は別冊のほうにおつけしておりますが、いずれの比率も正確に算定、作成されているものと認められたとの意見をいただいております。

では、2の健全化判断比率の表をごらんください。

自治体の財政の健全性を図る指標として、4つの指標がございます。まず①の実質赤字比率及び②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計の赤字あるいは全ての会計を対象とした赤字の大きさを見るものでございますが、本県においては、いずれも赤字が生じておりませんので、指標に該当はございません。

次の③の実質公債費比率につきましては、借入金(地方債)の返済額(公債費)等が財政規模に対してどれだけの割合になるかを示すものでございます。24年度決算では14.6%と、23年度の15.4%から0.8ポイント改善をいた

しております。

次の④将来負担比率につきましては、借入金(地方債)など、現在抱えている負債が財政規模に対してどれだけの割合になるかを示すものでございます。こちらの比率につきましても、前年度の211.3%から今回は201.1%へと、10.2ポイント改善いたしております。

改善した主な理由でございますが、いずれの比率におきましても、通常県債の残高が低下しまして、それに伴い返済額が減収していること、それと、熊本市の政令市移行に伴いまして、平成20年度から、国県道に係る県債の返済額の一部を熊本市が負担するようになったことでございます。

なお、実質公債費比率も将来負担比率も、右側の参考欄に記載の早期健全化基準や財政再生基準には該当いたしておりません。

それから、3の資金不足比率でございます。

対象となる公営企業会計は、ここに掲げているとおりでございます。いずれの会計におきましても資金不足は生じておりませんので、この指標に該当はございません。

財政課は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○山口ゆたか委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 県立劇場の経営状況を説明する資料を御説明いただきました。

この事業報告の中でもいろいろ説明がございましたけれども、コンサートホールの利用率は前年度を上回ったけれども、演劇ホールの利用率、文化事業への入場者、参加者数は前年度を下回ったと。ほかの類似施設等の影響等々、いろいろ分析もこうやって書いてありますけれども、これは本会議のほうで

も私もちょっと要望させていただいたことに絡むんですが、熊本県内で、例えばポピュラーコンサートであるとか、ロックコンサートであるとか、割とそういう貸し館業務ではあるけれども、そういったものに関するコンサートイベントあたりがやっぱり減ってきていると。

これを、例えば福岡であるとか鹿児島であるとか、他県のほうになかなか行かないと聞けないような公演が非常にふえてきたというようなことがいろいろ言われていまして、実際、いろいろイベントをされる方々に聞いても、熊本は2,000人クラスの規模のホールがあれば、非常にそういう公演もふえる可能性があるということがいろいろ言われています。

県立劇場の位置づけについては、そのコンサートホールを今から大改修したりとかということはなかなか難しいというふうに思いますが、これをやっぱりもう少し利用をふやしていくためにも、ある意味では県全体の公的な公共のホールの位置づけ、あり方というのをもう少し分析をして、より熊本で、身近なところでそういった質の高い公演、人気のある公演あたりが開かれるような取り組みを考えなきゃいけないというふうに私は思っているんですが、その点について何かお考えというか、今の現状の認識、どう思っておられるのかというのをちょっと聞かせてください。

○吉永文化企画課長 今大西委員のほうからございました、2,000人規模のコンサートホールということでございます。御案内のとおり、県立劇場につきましては、おおむね1,800人、演劇ホールについては1,100人、そして、熊本市の崇城大学ホールについては1,500人ということで、ちょうど2,000人というのがぽっかりあいていると。ちなみに、皆さん御承知のとおり、県立劇場のコンサートホールは、これはクラシック専門ですので、単純

にこれは比較はできないと思いますけれども、今委員御指摘の2,000人規模については、ぽっかりあいたような形になっておるのが現状でございます。

ちなみに、コンサートそのもののこれまでの公演回数だけをざっくりと——非常に乱暴な形ですけども、調べますと、平成17年から平成23年にかけて、熊本県内としては多少なりとも増加しているというのが事実で、まあ24年は若干減っておりますけれども、そういった中で内訳を見ると、確かにそういった2,000人というのがぽっかりあいていますので、委員御指摘のとおり、福岡に場合によってはとられていると、あるいはその演目によってもかなり差があるのかというふうに考えております。

その一方で、委員御指摘のとおり、先ほど言いました県立劇場、崇城大学市民ホール以外の箱も存在しますし、いろんな形での実演芸術もなされているのが事実で、以前この——ございましたけれども、うまかな・よかなスタジアムだとかあるいは農業公園だとか、いろんなところで行われているのが事実でございます。

そういったことを含めまして、まず演目の分析、それから、催事の収容人数の分析、それに見合った箱の分析、そういったものを内部で関係の施設なんかとも相談しながら分析してまいりたいと思います。

○大西一史委員 今この県立劇場の経営状況に関しての質疑なので、あんまり広げて質問するのもいけないかなと思いましたが、今少し御答弁がありましたのであれなんです、やっぱりこの県立劇場ももっともっと生かしていくためにも、ほかのそういう施設がどうなっているのか。どの辺を、例えばグランメッセとかも、天井の板に音が反射するのでなかなかポピュラー系の音楽のコンサートはしにくいというような話もあっていたり、だか

ら、少し改修をすることでもっと公演を熊本に呼び込む可能性がふえると思うんですね。

ですから、今いろいろ分析をされるというふうにおっしゃいましたので、これは箱の面も公演の内容の面もそうですが、必ずしもプロの公演だけが私はふえればよいと思いませんで、アマチュアの公演もしやすいような環境とはどうあるべきかとか、そういう全体、県立劇場を中心としても、それ以外のいろんなほかの部局にまたがるものに関して、一緒に検討しながらやっていただきたい。

例えば、プロモーターの方に実際に直接お聞きすると、ミスターチルドレンという、あのバンドをやった、3万か4万人近くの公演をしたときの運動公園のあの陸上競技場の運営が、非常に協力的でよかったということで、評価が非常に高かったということで、またぜひやりたいという声が上がっているようで、数年のうちにはぜひ実現したいというような意欲を持っておられるようですので、そういったことも含めてですけれども、評価されている部分と足りない部分というのは何かというのをよく検討してやっていただきたい。これは県立劇場だけということじゃなくて、やっぱり全体もあわせてこの県立劇場をもっと生かすという意味でやっていただきたいということをお願いしておきます。

それともう1点、これは県立劇場でちょっと気になるのは、駐車場の使用料のことも書いてありますが、駐車場がやっぱりあそこは周辺の場所もなかなかないということで、今再開発というか、民間の開発が対面のスペースのほうであるようで、そうすると、ますます周辺の混雑、そういったものも引き起こす可能性があって、コンサートホールとそれから演劇ホールと同時にもし開催された場合、あそこはもう全く入れない。できるだけ公共交通で来てくださいと書いてあるんですけども、公共交通もなかなか利用しにくいとい

うような状況もあるので、この駐車場についても、ある程度改善をする必要があるのではないかなというふうに思っています。

ですから、例えば隣に大学がありますけれども、大学の学生さんが、大学になかなか車がとめられないので、あそこにとめていることによって、なかなか一般の方が、県立劇場で利用するという方が入れない状況があるというようないわさもちよっと聞いたことがあります。

ですから、そういったところも含めてよく調べて、今後、その駐車場の運営も含めてですけれども、民間に委託するも含めですが、そうした検討もしながら、よく利用しやすい環境をつくっていただきたいということをお願いしておきます。

以上です。これはもう要望で結構です。

○岩下栄一委員 県劇の利用度ですけれども、使用料が高いんじゃないかという意見が一部にあるんですね。適正ですかね。

それともう1つ、今大西委員がおっしゃった駐車場ですけれども、向かい側にゆめタウン大江が来年オープンしますけれども、ゆめタウン大江にはかなり広い駐車場がとられると思うんですけども、そういうところに熊本県が少し貸せと、200台ぐらいとか、そういう交渉はできないかと。この2点。

○吉永文化企画課長 まず、1点目の使用料の問題でございます。

使用料が高いんじゃないかということでございます。これにつきましては、類似の崇城大学市民ホールと比較しますと、単純に比較できないのが、料金体系がかなり違っております。例えば崇城大学市民ホールの場合は、午前、午後あるいは午前プラス午後というような形になっておるんですけども、県立劇場の場合は、それがもうちょっとより柔軟に時間単位になっていたりするとか、あるいは



入場料を取る場合と取らない場合の料金体系とか、かなり差がありまして、入場料次第では逆に県劇のほうが安くなるというようなこともままあります。ただ、総体的にそういった声がある一方で、他県とも比較してみたんですけれども、やはり単純に料金体系では比較できないというのが実態でございますけれども、しかし、より利用しやすいような仕組みを考えていく上で、今後も、県内、それから県外の施設とも比較しながら、どのような料金体系がいいのかというのは、引き続き検討してまいりたいと思います。

2点目の駐車場の問題でございます。

今ゆめタウンのほうで駐車場を整備されております。事務ベースでいろいろやりとりを行っております。現在のところ、ゆめタウンさんがどのような形で駐車場を運営されるかはまだ未定の状態ですけれども、どのような協力の仕方があるのかということも含めて、事務ベースでちょっといろいろ相談させていただいておりますけれども、先方のほうの御事情もございまして、ちょっとその辺は今後協議をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○岩下栄一委員 ゆめタウンにとっても、お客さんが入るかもしれないし、メリットはあると思うんですね。ただ、ぜひいろいろ交渉してほしいというふうに思います。

それと、使用料ですけれども、例えば午後に演奏会なんかすると、リハーサルのために午前中も借らなん、つまり一日中借らなんということが多いんですね。だから、一日中借りると相当な額の使用料になるものですから、そのあたりを少し研究してほしいというのが要望です。

それと、引き続きまして、県立大学についてちょっとお尋ねしますけれども、管理栄養士の合格率が低いと。全国平均は82%で、県立大学は71%ということで、管理栄養士の受

験対策をいろいろやっておられると思いますけれども、どういう人が教えているんですかね。

というのが、管理栄養士合格率100%の大学が全国に6校あるんですよ。自分の宣伝するわけじゃないけれども、私が行っている九州栄養福祉大学、小倉の大学は、もう5年間合格率が100%です。それには、それなりの工夫をやっぱり学校がしているんですけれども、県大としては、今後どういう工夫をされるのか。

それともう一つは、海外問題ですけれども、インラック首相がおいでたからですか、タイと何か姉妹提携か交流をされるということですが、アジアに打って出るとか、アジアとつながるとか、知事が盛んにおっしゃっていますけれども、県立大学が国際化の中で留学生をどのくらい受け入れているか、また留学生を出しているか、あるいは姉妹提携している大学は幾つぐらいあるのかと、そういうことですけれども。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

2点ございまして、まず1点目でございますが、管理栄養士の合格率の面でございます。

確かに、大学のほうでこれまで、管理栄養士の受験指導といいますか、具体的なそういう取り組みをなかなか積極的に行っていない状況もちょっと見受けられまして、全国平均から下回ってしまっているという状況が今年度発生いたしております。

このため、本年度の取り組みの状況でございますが、5月に、環境共生学部長を委員長とし、食健康科学科の全教員によりまして、管理栄養士国家試験対策委員会というものを組織しまして、また、学部を挙げて、食健康科学科学生全員の合格を目指して、改めて取り組みを進めているというところでござい

す。

具体的には、毎月の定例会議の中での指導方針、指導案の策定、それから、随時開催でございますが、作業部会等も開催しながら、学生個人についての指導計画を策定し、指導を実施しているという状況でございます。また、あわせて、全受験生に対しまして、試験対策の方針、それから、模擬試験の実施、個別面談指導というものを、各月ごとに行っているという状況でございます。

それから、海外との連携と申しますか、取り組みの状況でございますが、国際化についての県立大学の取り組みの状況でございますが、昨年度には、米国のラトガース大学副学長を招聘しての国際シンポジウムの開催ということも行われています。今年度は、タイのカセサート大学との交流プログラム等の協議が行われております。

先ほど、他の大学との学術協定の状況でございますが、済みません、ちょっと数字はあれなんですけれども、1桁だったと思うんですけれども、複数の大学との学術協定を行っているところでございます。

それから、交換留学、外国人留学生の受け入れ状況でございますが、数的には中韓、インドネシアからの受け入れが27名でございます。また、交換留学生としまして、サンミヨン大学からの受け入れが3名、それから交換留学生としての派遣がモンタナ州立大学へ3名、それから短期の研修生の受け入れ等につきましては、サンミヨン大学との間で11名ずつということで、それぞれ行われているところでございます。

以上でございます。

○岩下栄一委員 管理栄養士の問題ですけれども、九州には、今申し上げた九州栄養福祉大学、中村学園、管理栄養士合格率100%の大学が幾つかあります。だから、そういう大学のいろんな教授体制と申しますか、指導体

制をよく調べて参考にされたらどうかというふうに思うんですね。

私の大学は、私が何を担当しているかというと、栄養士にかかわる法制度論というのを担当しているんですけれども、管理栄養士試験には、管理栄養士にかかわる法律が7本ぐらい、健康増進法とかありまして、その法律問題がみんな苦手なんです。だから、そこに力を入れて合格率を伸ばしているんですけれども、そういう工夫があると思います。まあ、御参考までに。

それから、私立大学はえらい熱心で、崇城大学あたりに中国人留学生はたくさんおりますでしょう。それで、加えて、ノーベル賞受賞者を崇城大学は客員教授で2人も3人も招聘しているわけでしょう。そのように、県立大学も、何か世界的な人を客員教授で招聘したりとか、そういうことで内容をさらに充実させたらどうかというふうに思います。

以上。

○本田県政情報文書課長 いろいろ御指導ありがとうございます。大学には先生の御意見を伝えてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○氷室雄一郎委員 県立大学のことでございますけれども、この資料をいただいたんですけれども、第12回くまもと未来会議における内容でございますけれども、この中に、北岡委員のほうからこういう御意見があっているわけです。熊本は、県内の方々は県立大学に行って県内で就職する、県の税金の使い方としては理想的なパターンであると、非常に素晴らしいことをおっしゃっているんですけれども、例えば県立大学の評価そのものがなかなか、例えば業務実績評価書の中では、県立大学がどういう充実した内容で推移をしているのかというのがなかなか表に出てこないわけでございます。今委員のほうから管理栄

養士の合格率の問題がございました。例えば、県内での就職の推移とか、あるいは公務員にどのくらい合格をして、どのような推移をたどって、県立大学は県のお金で県内にどれくらい貢献しているのかという、そういうものがなかなか見えてこないわけですが、その辺についても、その辺について。

もう一つは、業務実績評価書の中で、事業評価のアンケートの見直しについて、これが先送りになったという指摘がございましたけれども、25年度中に確実に実施されることを要望するという指摘事項がございましたけれども、この辺のもう少し何か——各県にも県立大学はあるわけですが、非常に頑張っている大学もありますけれども、何か対比するものが余りございませんので、よくわかりにくいと。

その中の事業評価アンケートなんかをきっちりと実施をして、学生がどのように受けとめているのかということも私たちが知らなければ、なかなか——私はずっと言い続けてきたんですけれども、県立大学は、実際非常にいい生徒さんが入ってくるんです。ところが、4年間、その出口が非常に曖昧になっているということで、何回も指摘をした点がございましたけれども、いや、頑張っていますというお答えはあったんですけれども、具体的にどのような取り組み、さまざまな取り組みはなさっておりますけれども、その辺をもう少しわかりやすく、何か御説明をいただく必要があるのではないかと考えておりますので、その辺ちょっと。

○本田県政情報文書課長 県政情報文書課でございます。

済みません、ちょっと2点ほど今あったかと思えます。まず、県大の就職の状況についての御質問をいただいたかと思えます。

実は大学のほうで、この大学概要という報告書類を毎年度発行いたしております、こ

の資料の中に、いわゆる入試の状況、就職の状況等がかなり詳しく、過去の状況からの推移等も記載された資料がございます。この中で、ちょっと進路状況でございますが、まず、卒業生の進路のうち、502人の卒業生がございまして、このうち407名が就職を希望し、決定は376名、就職率は92.4%。全国の大学の中では平均的な数字ではないかと思われれます。そのほか、進学、留学等が希望として存在しているという状況でございます。

それから、当該就職の中で、県内への就職率と九州での就職率が、実は、まず熊本県内の就職が57.4%、それから九州圏域内の就職率が74.5%と、確かに先生、先ほど一番最初に御紹介いただいたように、県内もしくは地域への貢献といいますか、そういう色合いがかなり高いような就職状況があらわれているかなと考えております。

それから、部門別の就職状況でございますが、国、県、市町村等への公務員としての就職についても先生からの御質問があったかと思われれますが、それについては、合計で44名、約12%ということで、全体の中では余り高くはないという状況でございます。地域企業への就職が主なものを占めているのかなというところでございます。

それから、業務改善のアンケートの見直しが一部未着手であるということについて御指摘をいただいているところでございまして、これについては、大学におきまして、学習評価プロジェクトというものを——これは、済みません、大学の取り組みでございますが、学習評価プロジェクトを設置しまして、学習評価の開発に着手をしておりますが、当該プロジェクトの中で、既存の学内の評価データとしてのアンケートの集約、分析を行っているところでございます。当該分析を踏まえて、アンケートの調査項目、実施方法を改めて検討を進めているというふうに報告をいただいております。

そういった説明でよろしかったでしょうか。

○氷室雄一郎委員 総合管理学科等は、公務員等を目指す科としてスタートしたわけでございますけれども、非常にいろんな社会情勢の変化の中でなかなか難しい面もありますし、この辺もどのような力を入れていくのかという、その数字の推移とか、毎年毎年の数字はデータとしてあらわしていますけれども、それを長期的に見て県立大学がどのような推移をたどっているのか、また活力のある教育が行われているのかと、そういうさまざまなものがある時期にはお示し願いたいし、また県内での就職、また九州内の就職、まあ半分ぐらいが、これも経済状況によりまして必ずしも県内だけの企業に就職するということは非常に難しい状況でございますけれども、そういう推移を見ながら、県立大学が果たしている役割がどうなのかということがある程度客観的に見れるような指標を、私はお示し願うべきではないかということでございます。

あと細々したところはございますけれども、先ほどの未来会議で話されましたように、各県それぞれの県立大学を持っておりますので、他県との学校と比較等もしっかりしながら、充実したやっぱり学校運営なり、また教育がなされなければならぬのじゃないかということをお願いしておきたいと思っております。

それから、もう1点よございますか。

これは別でございますけれども、天草エアライン株式会社の経営状況を説明する書類の中で、4ページの平成24年度の決算状況で、営業損失が2億4,800万余ございます。また、8ページの平成25年度の事業計画、これによりまして、また営業損失が約5,000万ぐらいふえているわけでございますけれども、この辺はいろんな御努力をされているにもか

かわらずふえていく状況にあるのかということをお尋ねしたいんですが。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

24年度と25年度の損失比較のところを今御指摘いただきました。

天草エアラインにつきましては、整備計画に基づいて機体の重整備というのを毎年度行っております。24年度につきましては、それらの計画のうちに、エンジン交換等あるいは機体の塗装の塗りかえ等に取り組んだところでございます。25年度は、機体の塗装等は終わっているんですけども、今度、Cチェックと申しまして、これは運航時間が5,000時間ごとにやる重点的な検査でございますが、この重点整備の時期に重なることから、整備費用が24年度よりも大きく増すということでございまして、そのことによりまして損失が膨らんでおります。

一方、営業収入のほうも、地元と一体となりまして、かなり知名度向上策あるいは利用促進等に取り組んで数字は伸びているんですけども、このCチェックによる整備費の増大というのになかなか追いついておらず、結果として営業損失5,000万のプラスになっているという状況でございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 いわゆるCチェックなるものは、これはどの程度のサイクルで行わなきゃいかんわけでございますか。

○中川交通政策課長 Cチェックは、5,000飛行時間ぐらいでございまして、年数でいきますと、今の10便の状況からいきますと、およそ2年から3年の間、2年半ぐらいに1度回ってくるものでございます。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 じゃあ、こういうCチェックなるものがここに入ってきているからこのくらいになっていると。じゃあ、今後ある程度少し——まあ、楽観的な予想というのは難しいと思うんですけども、今後この営業損失がふえないで、まあ減るのが理想なんですけれども、その辺の状況はどうなんですか。見通しみたいなものは。

○中川交通政策課長 天草エアラインにつきましては、平成12年度の飛行以来かなり年数がたっておりますので、ただいま御説明しましたCチェックに加え、エンジンのオーバーホールあるいはそのプロペラの交換とか、そのようなものが飛行時間ごとに出てまいります。

25年度が、Cチェック等が重なることによってかなりコストは高くなりますが、26、27は、若干25よりかは設備整備費のほうは減少する見込みでございます。ただ、年数の経過による整備費の増というのは、いわゆる高どまりの状況でございます。先ほどもお話ししましたように、地元と一体となりまして収入の増に取り組んでいるものの、損失が大きい状況というのはしばらく続く、これはもうそういうふうに見込んでいるところでございます。

ただ、その損失の幅が少しでも圧縮できるように、例えば国に対して、地方の航空路線に対する支援制度を新たに創設してもらえないかという働きかけ等も行っているところでございまして、少しでも損失を減らすべく、頑張ったいと思っております。

以上でございます。

○氷室雄一郎委員 今後この問題はまた大きな問題でございますので、また改めてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

○山口ゆたか委員長 ほかにありますか。

○溝口幸治委員 報告第5号の県立大学の件ですが、私も10年間ぐらい県立大学の生徒をインターンでとっていますので、さっきの数字にあらわれているかどうかは別として、だんだん質が上がってきているというふうに感じています。何となく希望が持てる子供たちが多くなってきているんじゃないかなという感覚を持っていますので、そういう面からは、経営方針あるいは改革に取り組む姿勢というのをずっと注目をしています。

実は、前の理事長から今の理事長にかわるときに、中期計画みたいなものを議会で議決するやつがあったと思いますね。ありますよね。

○本田県政情報文書課長 はい。

○溝口幸治委員 あの中には、いわゆる中期計画と県立大学が目指す方向性みたいなものをまとめたものだったと思うんですけども、それで間違いないですかね。

○本田県政情報文書課長 中期目標を議決いただきまして、県から示させていただいておるところでございます。あわせて、当該計画に従って大学において中期計画を策定し、県に報告をしているという状況でございます。

○溝口幸治委員 きょうの3ページのこの「市民性の涵養」を目指す新たな理念を取りまとめた」というところがちょっと私も引っかかって、いわゆるあのときも、再三、新しい理事長が、その計画なるものをきちっと自分の思いを入れ込むという作業が必要じゃないかというお話をしましたけれども、何かやめるタイミングがどうだこうだということで、理事長の名前も明らかにできない、議論もなかなかその理事長の思いが入ったものできないというやりとりを、委員会だったの

か部会だったのかちょっと定かじゃありませんが、そういうことをやった記憶がありません。あの計画と、この理念なんかを新たに定めていくというのは、どういう関連づけというか、どういうふうに理解したらいいのか、教えていただきたいと思います。

○本田県政情報文書課長 済みません、答えになるかわかりませんが、中期目標といたしまして、教育、研究、地域とのあり方等について具体的な目標を一応指示してございますので、当該目標に従いまして中期計画は策定されているものと考えております。

○溝口幸治委員 じゃあ、ちょっと質問の角度を変えますね。

この市民性の涵養という言葉もちょっと私引っかかりかかったんですが、実は以前、知事の提案理由か説明の中で、市民という言葉が何回か踊って、そのときに、これも部会だったか委員会だったか忘れちゃけれども、市民性とか市民って一体何を指すのかということを議論させていただいたことがあって、最終的には紛らわしい言葉は使うなという話になったんですが、これは大震災以降、よく大学の教授の中ではこういう言葉が出たりというのは私も承知していますが、何か市民性の涵養という言葉がここに踊っていたので、余計そういう思いがあったんですけれども、国民とか県民とか市民とか村民とか、それぞれのレベルでいらっしゃいますけれども、あえてこの市民性の涵養を目指す新たな理念という、大層大きな位置づけの理念だと思うんですけれども、そういうものをわざわざ持ってきた理由というものを何かお聞きになっていますか。

○本田県政情報文書課長 済みません、答えになってないかもしれませんが、申しわけございません。

市民性の涵養につきまして、この言葉はどういった意味なんだろうということは一応大学に確認をさせていただいて、大学のほうからは、社会の公共的課題に対して、立場や背景の異なる他者と連携しつつ、取り組み姿勢と行動が自然と身につくこと、実はこの言葉につきましては、日本学術会議における平成22年度の大学教育の分野別質保証の在り方についてという問答があるようでございまして、当該回答に基づいて用語は使っているというような回答をいただいております。

○溝口幸治委員 わかりました。じゃあ、もうここであんまり深く言っても、大学側の人がいるわけじゃないので、どういう経緯でこういうふうに理念をまとめられたかというのを、ぜひ後ほど教えてください。

それからもう1点、報告第39号の中の、いわゆる今の新しい理事長が就任されて、マスコミに活動が取り上げられた、注目された、知名度が上がったというのが評価できるというのが6ページに書いてあります。

一方、インターン生なんか聞いてみると、理事長は、よくお会いする機会がありません、あんまり見ませんという言葉が今の理事長になってふえてきたんですが、理事長は常勤ではないんでしょうけれども、前の理事長のときには、恐らく県立大学改革ということに取り組みされて、いろいろ県とのやりとりも含めて、新たなものにチャレンジされていたという印象が新聞紙上からも伝わってききましたが、最近の理事長は、たまに御講演をなさったとか、まあ有名な方なんだろうから、東京に行く回数も多いんでしょうけれども、ここにはその知名度が上がったという評価がありますが、前の理事長と比べて、大学にいらっしゃる時間が減っているような気がします。これは数字で見えていないのでわかりませんが、減っているような気がします、そのあたりの何かマイナス面というものはど

ういうふうに捉えられているのか、大学から報告があつていれば教えていただきたいと思ひます。なければ、その辺はよく調べて後ほど教えていただきたいと思ひます。

○本田県政情報文書課長 五百旗頭理事長、具体的な活動、時間等の概要については、まだ特に報告を受けてございませんので、また確認した後御説明に参りたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それから、最近の活動状況についての御報告でございますが、大学のほうからお伺ひしている中では、五百旗頭理事長は、いわゆる本務を県立大学理事長とし、それから、兼務事業としまして公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構の理事長を兼務され、そのほか、県内の兼務といひますか、いろんな委員を努められているという状況でございます。くまもと未来会議、これは今年1月までであったようでございます。それから、さきの熊本広域大洪水に係る復興復旧本部アドバイザー、それから現在の熊本時習館塾長、そのほか、市町村を対象とした防災関係での研修の講演などへの御協力をいただいているというふうにお伺ひしております。

また、先ほど先生からいただきましたように、具体的には数々の県内でのいろんな講演活動、それから熊日論壇での記事掲載、そういった行動をとられていらっしゃるという状況でございます。

○溝口幸治委員 今の理事長におかわりになるときに、私も大分懸念をして、いわゆる大学は難しいですよ、経営が。今から少子化で経営が難しい。なおかつ、県立大学ですから、税金もある程度入れていくというか、県の支援もしていくわけですから、本当にきちっとした改革に取り組んでいく、経営をしていくという点では、理事長職は大事じゃないかという思いがありました。

その中で、提案されて、もちろん承認をしているんですが、あるマスコミの人と話したら、いやいや、県立大学の理事長とか、広告塔のようなものですから、今の人ぐらいでちょうどよかったですよみたいな話があつたんですが、何かそれと同じような評価が今度のこの書類に出てきたので、まあ広告塔としても大事なんでしょうけれども、実質、大学の経営にどうかかわって、どう改革をやっていくのかというところに、私は理事長の本来の仕事はあると思ひます。もちろん、さまざまな仕事ができる能力の高い理事長だということだと思いますが、本来、大学の業務に、経営にどれだけかかわっていらっしゃるのかということ私にはちょっと知りたいなと思ひますので、その辺わかつたら教えていただきたいというふうに思ひます。もうきょうは結構です。

○山口ゆたか委員長 後日お願ひします。

○溝口幸治委員 もう1点いいですか。

第6号のフィッシャリーナ天草の件、この前、私も、山口先生の地元ですから、敬意を表して場所も見に行きました。ついでだったですけれどもね。見せていただいて、非常にいいところだなという感じはしましたが、こうやって経営報告を聞いてみると、なかなか厳しいなというふうに思ひます。要は、月1回の社長と副社長の会議をやって乗り切っていくという御報告がありました。本来なら副社長に聞くところでしょうけれども、吉田課長にあえて。

よそから来られて、ぱっと見て、これを28年度に黒字化していくというときに、果たしてこのままいけるのか、それともやっぱり新たなものが必要なのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○吉田地域振興課長 御指名ですので、お答

えさせていただきます。

私も半年たちましたが、非常に厳しい状況であるのは間違いないと思います。ただ、私自身は、収支をとんとんにするというのは、今非常に努力をしていますし、保有船籍も、今年度、口頭で聞いたところでは、8月末時点では、昨年よりさらに7～8隻ほどふえていると。要は、7～8隻ふえていれば、またそれで手数料収入も入りますので、こういう努力を続けていくということになれば、とんとんというところは何とか見えてくるんじゃないかなというふうには個人的には思っております。

ただ、今後、こちらは上天草市さんと御相談事になりますが、地域振興という形でこういうマリーナとか、あとはマリンスポーツというものをどういうふうに使っていくかという視点で見たときに、ほかのマリーナとか、そういうものの連携も含めて、もちろん上天草市の観光施設とか地域づくり等含めてどう考えていくかというところは、まさに委員御指摘のとおり、しっかり長期的に考えていくということをしていかないと、とんとんで終わりかなというふうに思いますので、そこはちょっとまずは経営改善の努力をしっかりと県として支えていく、その次に、そういった地域づくりの観点から、上天草市さんとここをどうやっていくかということを検討させていただくかなというふうに思っております。

以上でございます。

○溝口幸治委員 ありがとうございます。

社長、副社長の中に民間の方もいらっしゃいますので、やっぱり民間の知恵を最大限に生かしていかないと、なかなか行政の方はこればかりというわけにはいきませんので、その辺の力を引き出していかぬかというふうに思います。

行ってみると本当にいいところなんですよね。本当にいいところなんです。ただ、これ

はどれぐらいの人が気づくのかなというふうに思います。たまたま利用している方に聞いたら、いや、もう民間の施設とは比べものにならないぐらいいい施設なんだという高い評価もいただいているようですので、そういう宣伝も含めて、ぜひ御支援をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。——なければ、これで付託された議案等に対する質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号から第3号までについて、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決することに決定しました。

続きまして、請第30号国に対し「消費税増税中止を求める意見書」の提出を求める請願については、国レベルの問題でありますので、執行部からの説明は省略いたします。

次に、採決に入ります。

請第30号について、いかがいたしましょうか。

（「不採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 今不採択という言葉が出ました。不採択という意見がありますので、不採択についてお諮りいたします。

請第30号を不採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 御異議なしと認めま



す。よって、請第30号は、不採択とすることに決定しました。

次に、請第31号を議題とし、これについて審査を行います。

まず、請第31号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について、執行部から状況の説明を願います。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

請第31号私学助成に関する意見書の提出を求める請願について御説明申し上げます。

この請願は、熊本県私立中学高等学校協会及び熊本県私立中学高等学校保護者会からのものでございます。

請願の趣旨は、私立高等学校等に対する私学助成に係る国庫補助制度の堅持とより一層の充実が図られるよう、国に意見書を提出していただきたいというものでございます。

まず、請願書の3段落目の訴えについてでございます。

私学助成につきましては、国において交付税措置や国庫補助といった財源措置がなされておきまして、本県の本年度予算では、私学全体で約126億円、うち中高等学校関係で約91億円を計上いたしております。

このうちの多くは経常的な運営経費に対する補助でございますが、この助成は生徒数に応じて算定されますために、生徒数の減少は授業料収入の減少と経常費助成費補助金の減少につながります。

また、公立高校の授業料が無償となったのに対しまして、私立は、就学支援金が支給されておりますが、依然として自己負担が残っております。このため、本県におきましても、独自の授業料減免補助に取り組んでおりますが、公私間格差は依然として大きいという訴えでございます。

なお、国においては、高等学校等就学支援金を含めた高校無償化制度の見直し、具体的

には所得制限の導入と所得制限により生み出された財源による奨学のための給付金の創設及び私立高校等の就学支援金の拡充等が検討されており、現在、平成26年4月からの実施を目標に、都道府県を含めた関係機関等との調整が行われているところでございます。

次に、4段落目は、私立学校施設の耐震化についてでございます。

平成24年4月1日現在、本県の私立中学高等学校の耐震化率は59.9%にとどまっております。私立学校施設の耐震化に対する国の補助制度は、高校については改築に係る補助がなく、また、耐震補強工事に係る補助率が公立学校より低い状況にございます。

県といたしましても、東日本大震災の教訓を踏まえ、私立学校施設の耐震化を促進するため、現行の国庫補助制度に加え、県単独の新たな補助制度を昨年度創設したところでございます。

その一方で、国に対しても、引き続き補助制度の拡充を行うよう提案を行っているところでございますが、現在、国の来年度予算の概算要求に、高校の耐震改築に係る補助制度の創設が盛り込まれたところでございます。

説明は以上のとおりでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第31号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第31号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。よって、請第31号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第31号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書の案について、事務局から配付させます。

（意見書(案)配付）

○山口ゆたか委員長 意見書の内容は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認めます。

この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛てに提出したいと思えます。

続きまして、請第35号を議題とし、これについて審査を行います。

請第35号熊本大学法科大学院の存続について国への意見書提出を求める請願について、執行部からの状況の説明を願います。

○小原企画課長 企画課でございます。

本請願は、熊本大学法科大学院の存続について国への意見書提出を求める請願でございます。本請願は、国に対して、熊本大学を含む地方の法科大学院の存続を求めるというものでございます。

法科大学院とは、弁護士、裁判官、検察官といった法曹の質を維持しつつ、その法曹界の人口拡大という社会の要請に応えるため、平成16年に新しい法曹養成制度として導入された専門職大学院です。

全国から入学志願者が集まる都市部の大規模な法科大学院に比べ、熊本大学など地方の法科大学院では、入学者競争倍率や定員割れなどの深刻な課題を抱え、補助金削減等により組織の見直しを迫られております。

なお、熊本大学法科大学院では、25年度まで、39名が司法試験に合格しており、うち24

年までの合格者32名のうち半数以上の18名が熊本県内で活躍されていると聞いております。

本年7月、国の関係閣僚会議において、公的支援の見直しをさらに強化すべきとの方針決定がなされたことを受けて、熊本県弁護士会が、地方における法曹教育の機会の保障及び地域司法の充実発展の観点から要望されております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山口ゆたか委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。

請第35号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 採択という意見でありますので、採択についてお諮りいたします。

請第35号を採択とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 御異議なしと認めます。よって、請第35号は、採択とすることに決定しました。

ただいま採択と決定いたしました請第35号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書の案について、事務局から配付をさせます。

（意見書(案)配付）

○山口ゆたか委員長 意見書は、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 御異議なしと認めます。

この意見書(案)を、委員会として委員長名をもって議長宛て提出したいと思っております。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思っております。

それでは、関係課長から順次お願いいたします。

○福島財政課長 財政課でございます。

A4縦の平成24年度熊本県普通会計決算の概要について御報告をいたします。

まず、1の決算規模でございます。

表に取りまとめておりますとおり、歳入総額が、前年度より約26億円増の約7,690億円、歳出総額が、前年度より約21億円増の約7,406億円となっております。

主な内容につきましては、そこに記載のとおり、熊本広域大水害や国の経済対策事業、それから水俣病被害者救済関係出資金、さらには社会保障関係経費の増等によるものでございます。

続きまして、2の各種財政指標でございます。

まず、財政基盤の強さを示す財政力指数につきましては0.352ということで、前年度より若干でございますが、低下をいたしております。ここ3カ年の県税収入が低い水準で推移したこと等によるものでございます。

下段の経常収支比率につきましては、これは財政構造の弾力性を示すものでございま

す。95%ということで、前年度より1.9ポイント上昇しております。これは職員給与カット復元に伴う人件費や社会保障関係経費等の増加によるものでございます。

次ページ以降に参考資料をおつけしておりますが、説明は省略させていただきます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○仁木私学振興課長 私学振興課でございます。

熊本県子ども・子育て会議条例の制定について御報告させていただきます。

本条例は、子ども未来課の所管でございます。厚生常任委員会での付託審議となっておりますが、当委員会に関連する内容も含まれておりますので、その概要について御報告させていただきます。

ここで、条例の概要説明に先立ちまして、同条例の根拠法である子ども・子育て支援法等に基づく新制度について、概略を御説明申し上げます。資料裏面の子ども・子育て支援新制度についてをごらんください。

まず、子ども・子育て支援新制度の趣旨でございますが、幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するものであり、最速で平成27年4月から本格施行される予定となっております。

次に、新制度の主なポイントでございますが、第1に、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付と小規模保育等への給付である地域型保育給付が創設されます。第2に、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可、指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけが付与されます。第3に、地域の子ども・子育て支援の充実が図られます。

そして、新制度における幼児期の学校教育、保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組みでございますが、第1に、市町村が

実施主体であり、国、都道府県は、実施主体の市町村を重層的に支えることとなっております。第2に、消費税率の引き上げによる国、地方の恒久財源の確保を前提としております。第3に、現在、学校教育は文部科学省、保育は厚生労働省と制度ごとにばらばらな推進体制から、新制度においては、子ども・子育て支援に係る企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管することになります。第4に、国に、有識者、地方公共団体、事業主代表、労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画、関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を置くものとし、都道府県及び市町村においても、子ども・子育て会議を置くよう努めるものとされました。

なお、県内市町村における子ども・子育て会議の設置状況でございますが、熊本市を含む10市町村が既に設置済みであり、22市町村が9月議会で条例を提案予定、残り13市町村は、条例に基づかない機関で対応予定と聞いております。

それでは、資料の表側をごらんください。

条例の概要について説明させていただきます。

条例の名称でございます。既に申し上げましたとおり、熊本県子ども・子育て会議条例でございます。

制定の必要性は、子ども・子育て支援法の本格施行に伴い、同法に規定する審議会、その他の合議制の機関として同会議を置き、その組織及び運営に関し、必要な事項を定める必要があるためでございます。

条例の主な内容でございますが、同会議の役割は、子ども・子育て支援法に基づき、熊本県子ども・子育て支援事業支援計画の策定または変更についての審議や、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状

況の調査審議に係る事務を処理することでございます。

また、委員は20人以内で組織すること、委員は、子供の保護者、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから知事が任命すること、委員の任期は2年とすること、同会議の庶務は健康福祉部において処理すること等となっております。

施行期日は、公布の日となっております。

説明は以上でございます。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

新たな熊本タイプの博物館についての中間報告を申し上げます。

A4の10ページの冊子とA3判縦長の新たな「熊本タイプ」の博物館を目指してと書かれた概要版がございます。本日は、このA3横の概要版で御説明申し上げます。

さきの6月議会で、知事より、新たな建設を前提としない博物館構想の見直しを表明いたしました。これを受けまして、直ちに年内の発表に向け検討を開始するとともに、県内の市町村博物館等や有識者にヒアリングを行いながら、コンセプトの検討を行ってまいったところであり、今回コンセプトとして中間報告をさせていただきます。

まず、本県における博物館をめぐる最近の状況でございます。

博物館は、これまで保存から公開へと、時代とともにその役割は変化してきており、最近では参加を軸とした博物館活動が潮流でございます。一方、平成20年、24年の県立美術館での永青文庫常設展示場の設置や松橋収蔵庫資料を活用した県や市町村の施設等でさまざまな移動展示などを展開しております。

このように、構想策定から17年を経過した今日、我が国における博物館に対する考え方

や本県におけます博物館をめぐる環境も大きく変化してきております。

そこで、本県における博物館の方向性でございます。2の(1)をごらんください。

県下には、博物館を持たない市町村、あっても学芸員等専門職員の配置がなかったり、その数は少のうございます。そこで、全ての県民に等しく博物館に触れ、体験できる機会を提供するのが県の責務であり、県内のどこに住んでいても参加、参画できる第5世代のミュージアムを目指したいと考えております。

ちなみに、第5世代と申しますのは、注書きにありますように、我が国の博物館の各時代ごとの特徴で、第1世代は保存を軸、第2世代は公開、第3世代は参加と体験を軸、第4世代は参加をさらに深化させたというものでございます。新たな熊本タイプにおきましては、この第4世代をさらに進化させた第5世代を目指したいと考えております。

次に、2の(2)活動する、参加する、成長する新たな熊本タイプをごらんください。

今回の博物館構想の検討に当たりましては、平成8年の県立博物館基本構想、平成10年の基本計画の理念を踏襲し、時代の要請に応えた熊本独自の博物館を検討しております。

このため、県民の参加と体験を軸とし、県内どこに住んでいても、各地域で調査、研究、展示などの各活動にみずからかわり、自己実現できる場をつくり出したいと考えております。そこで、第2の方向性として、県内一円を博物館と見立てた、活動する、参加する、成長する新たな熊本タイプを目指したいと考えております。

このような2つの方向性を踏まえまして、右の欄の熊本県総合博物ネットワーク——これは仮称でございますけれども、の具体的な事業展開について御説明申し上げます。

まず、熊本タイプ博物館の機能でございま

す。

サポート機能とネットワーク機能の2本柱で構成しております。(1)の県内博物館のサポート機能をごらんください。

まず①、県、市町村、民間の施設と連携し、それぞれの収蔵資料の相互活用を図ってまいります。次に②でございます。専門職員の少ない市町村があることから、学芸員の相互交流、人材バンク、研修会を検討します。③でございます。個性あふれた展示会等を企画する総合プロデューサーの育成を図ってまいります。最後に④でございます。モンタナ州等、海外の博物館との連携により、魅力ある企画展示を行ってまいります。

次に、(2)県内博物館とのネットワーク機能でございます。

まず①でございます。県内全域を網羅したデータベースの構築を図ってまいります。②でございます。資料修復センターとしての施設整備や、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時の資料レスキュー活動ネットワークの構築を図ってまいります。③でございます。海外の博物館ともネットワークを構築いたします。最後に④でございます。申すまでもなく、県内の博物館とのネットワークも構築してまいります。

次に、現在の松橋収蔵庫の位置づけでございます。

2、中核施設(コアオフィス)をごらんください。

現在の松橋収蔵庫は、サポート機能及びネットワーク機能を発揮する熊本県総合博物ネットワークの中核施設として位置づけたいと考えております。

最後に、今議会で御提案させていただいております広場の位置づけでございます。

3、集い、遊び、憩う広場をごらんください。

現在の松橋収蔵庫の敷地内広場は、熊本タイプ博物館のコアとなる施設を訪れる人々

が、集い、遊び、憩う広場であるとともに、あわせて地域住民がレクリエーションもできる地域に開かれた多目的な空間として整備してまいりたいと考えております。

以上、新たな熊本タイプの博物館について中間報告させていただきましたが、今後は、本コンセプトをもとに、さらに関係機関の御意見を伺うとともに、庁内横断的にそれぞれの骨組みに肉づけすることによって具体の事業化を図り、あわせまして具体の中長期の工程表を策定し、年内にアクションプログラムとして公表させていただきたいと考えます。

以上、よろしく願いいたします。

○福山川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

川辺川ダム問題についてという1枚のペーパーをごらんください。

去る9月9日に開催しました第7回五木村の今後の生活再建を協議する場の概要について御報告いたします。

協議する場合は、平成23年6月の国、県、五木村の3者合意において、毎年度当該会議を開催し、翌年度の事業内容を協議することとされているものです。

協議の概要ですが、まず、昨年8月に開催しました第6回会議以降の取り組みについて、国、県、五木村からそれぞれ説明をしております。

県からは、昨年度以降の財政支援の状況及び国道445号九折瀬地区の取り組み状況、国からは、頭地大橋が本年3月31日に供用を開始し、3者合意で約束した4事業全てが完了したこと、村からは、水没予定地の利活用計画を策定したことなどの説明が行われております。

2つ目の丸ですが、平成26年度に向けた課題と要望です。

村から国と県に対し、来年度も、3者合意に基づき、現行制度を活用した取り組みを進

めてほしいとの要望がありました。また、村の生活再建事業の多くが国の社会資本整備総合交付金を活用しているため、村と県から、国に対して必要額の確保を要請しました。

次に、平成26年度に向けた国、県の取り組みですが、国は、水没予定地において、村や民間事業者が営業活動できる制度の活用を検討することを表明いたしました。

この制度は、河川敷地の占用主体を、地方自治体に加え、民間事業者にも拡大し、営業活動を可能とするもので、五木村で適用されれば、国管理の河川としては九州初の事例となります。

県は、国道445号九折瀬地区の整備に取り組むこと、五木村振興交付金による財政支援、また、村が水没予定地を利活用する場合、可能な限り占用料の免除を行うことなどを説明いたしました。

最後に、村議会の西村議長からありました要望について御報告します。

まず、県に対して、国道445号九折瀬地区の早急な整備について要望がございました。九折瀬地区の道路整備は、3者合意において県が実施することとなっておりますが、土砂崩れなどが起きやすい地形であり、地質の調査、ルートへの検討に時間を要しております。後日9月19日に、村議会に対して詳しい説明を行っておりまして、ルートについては、引き続き村と協議を行ってまいります。

次に、50人から100人程度働ける雇用の場の創出について強い要望がありました。これに対しては、県として、今後、雇用の確保に向けて、民間企業の誘致や移住、定住の促進等の施策に力を入れていくほか、フードバレー構想の中でも、村とともに検討していく旨の回答を行っております。

報告は以上です。

○山口ゆたか委員長 報告が終了しました。いかがでしょうか。質疑に入ってよろしいで

すか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 休憩はとらずに、そのままそれでは参ります。

じゃあ、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○岩下栄一委員 この中で、第4世代は公開という時代があったけれども、さらに進化して第5世代とありますけれども、第5世代の何か概念がよくわからないんですけれどもね。この点についてどうですか。

それから、博物ネットワークの持つ機能として、教育的な機能といますか、そういうものは何か考えられているんですか。

それと、古文書ですね。私は、前から、近代文学館に文書館を併設とかいろいろ言っているんですけれども、今松橋収蔵庫には3万8,000の古文書があると聞いております。こうしたものの保存というのはどういうふうな格好でされていくのかと。

この3点、お願いします。

○吉永文化企画課長 文化企画課でございます。

3点ございました。まず第1点目、第5世代でございます。

これにつきましては、お手元のA4判横書きの、先ほど私が御説明申し上げました注書きにございますように、第4世代までが現在一般的に言われている言葉でございます。今回、第5世代という言葉をあえて造語として使わせていただきました。その意味は、新たな建設を前提としない熊本タイプの博物館というものをより強調する意味で、第4世代が、これまでの公開とか保存を軸とせず、参加と体験を軸とする、さらにそれが深化した第4世代、さらにその先に行くという意味で、気持ちを込めまして第5世代という造語で使わせていただいております。これが第1

点目。

次に、第2点目の教育的機能でございます。

これは、申すまでもなく、博物館の4大機能というものがございます。まず保存、そして展示、そして調査、そして教育という4つの博物館に関する4大機能がございます。今回の熊本県総合博物ネットワークにおきましては、それがあくまでもベースになっておりまして、それに立脚して市町村や民間のサポート、さらにネットワークを行っていくということでございます。そして、ちなみに参加と体験というのは、とりもなおさずそれは教育につながるものだというふうに認識しております。

3点目の古文書でございます。

これにつきましても、現在、松橋収蔵庫、御案内のとおり、辛島家文書等貴重な古文書を持っております。そこで、実際、学芸員、専門員が分析、整理すると同時に、一般の方々をお招きして古文書読解セミナー等を行っております。そういった機能を、今後、熊本県総合博物ネットワークにおいては、さらにオール熊本県という形で拡大して、発展させていきたいと思っております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 じゃあ、第5世代というのは一応造語で、まだ具体的ないろんな構想というのはないわけですね。

○吉永文化企画課長 具体的な構想につきましては、これから年内のアクションプログラムに向けて肉づけを行ってまいりますけれども、基本的には、このコンセプトに基づいて第5世代の具現化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○岩下栄一委員 言葉としては格好いいです

ね。第1世代から始まって、博物館がどんどん進化していく過程が構想されているんだと思います。

あと、この学芸員ですね。今熊本県に所属する学芸員というのは何人ぐらいおられますかね。

○山口ゆたか委員長 わかりますか。

○岩下栄一委員 いきなり聞いて済みませんね。

○吉永文化企画課長 済みません、今手元に数がございませんので、調べてからまた後ほど御説明申し上げます。

○岩下栄一委員 私らは、第2世代ぐらいの博物館のあれしかありませんけれども、どこかの委員会で、おとしだったですか、琵琶湖博物館というのを見学したんですね。あそこに学芸員が30人ぐらいいましたかね。みんな博士号を持っているんですよね、全員ね。ちょこっと学芸員の顔と履歴が書いて張ってあったけれども。だから、そういうやっぱり学芸員のレベルと言うと失礼だけど、そういうものを高めて、この熊本型博物館を充実させてほしいなと希望します。

○高木健次委員 24年度の熊本県普通会計決算の概要についてお尋ねしますが、直近の財政状況を見ておりまして、非常に厳しい状態が続いていると。

この概要の7ページにもありますとおり、平成12年度から、財政調整基金も、期首で大分、56億円、14～15年この状態がずっと続いている状態で、財政再建道半ばというよりも、財政再建道険しというような感じがいたしますけれども、この財政調整基金、一時期1,200億円ぐらい、平成5年はあったんですけども、今86億円までちょっと回復してい

るということですが、86億円というと、財政規模からいたしまして大体7～8%かなという感じがしますけれども、この県の財政調整基金という額、理想的な額というのは、我々が考えても、各家庭においても、年収の何%ぐらいはやっぱり貯金というような気持ちを持つ人も多いと思うんですけども、極端に0.何%となれば、県の財政力からいけば非常にきついんじゃないかなという感じがいたします。

以下をもって、そして30億以上あたりの社会資本的なインフラの整備とかは、この状況を見れば、非常に今後厳しいという状況で、この熊本タイプの博物館の断念もそうでしょうけれども、非常に躍動感というのが見えなような感じがするんですね、これですっといけば。

したがいまして、財政調整基金、熊本県の総金額というのは、理想的にいえば大体どのくらいあればいいのかな、要るのかなという感じがしますけれども、その辺の理想的な財調の金額というのは、何かのあれでわかりますか。

○福島財政課長 財政調整基金の目安といいますか、そのお尋ねでございますが、今、特に大きく、例えば国のほうでこれぐらい持ちなさいという指導等はあっておりませんが、かなり以前ですけれども、私も若いころ担当していたころは、大体経常的な一般財源の1割程度というような話も以前はございました。そうしますと、本県でいくと、大体経常的な一般財源は4,000億ちょっとですから、その1割というと400億ぐらいになるんですけども、以前はそういった話もありました。

ただ、最近では、全国的に非常に厳しい状況というものもありまして、この基金の残高について、これぐらい持ちなさいとか、そういった特に指導的なものはありません。



本県の場合、それと、今財政健全に取り組む上でより注力しているのは、むしろ、その前のページになりますけれども、やはり起債の残高をとにかく減らしていこうということで、こちらのほうにより力を入れております。

これは普通会計でございますが、一般会計ベースでの起債残高、今回知事の本会議での答弁でもございましたが、15年ぶりに1兆円を切るということで、結果を御報告させていただきました。

現在のところは、基本的には、この県債残高をより減らして、財政調整用基金については、特に毎年の当初予算が編成できるように調整していくということを中心に、今運営をやっているところでございます。

以上でございます。

○高木健次委員 漠然的にどのくらいというあれは、今のところ国の指針でもないということですが、大体1割とすれば400億程度、そうすると、やっぱり本県の財調というのは非常に厳しい、まあ枯渇状態にあるのかなという感じはしますけれども、起債を減らす取り組みに力点を置いていると。

確かに、1兆3,000億でしたか、起債の借金というものが1兆円を切ったというようなことで、大変知事を初め皆さん方の御尽力、御努力というのはわかるんですけども、やっぱりこの辺はどうしても財調の金額というものを大きくしていかないと、非常に弾力性がないというような感じがしますので、これからはもしっかりこの辺は努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、委員長、もう1つ、今新たな熊本タイプの博物館を目指してということで概要の説明がありました。これは、松橋の収蔵庫が博物館をつくと、17年前に一応計画をされて、ことしでしたか、断念をされたということで、地域の方々あるいは熊本県民か

らも非常に残念がられているというような感じがいたしますけれども、これは鬼海委員のほうからも先般質問がございましたけれども、果たしてこの熊本タイプで、本来のあの博物館というものの用をなすものかというふうな心配もあるわけですね。

ここに書いてあるとおり、県内一円を博物館と見立てた、活動する、参加する、成長する新たな熊本タイプというように、初めて私も聞きましたけれども、これで用を呈するのということからすると、非常に不安もあるんじゃないかなという感じがいたします。言いかえれば、非常に財政状況が悪いものだから、こういう大きなお金はもう出せないよということの何か衣がえのような感じがしますけれども、その辺については、文化企画課長、いかがでしょうか。

○吉永文化企画課長 今の高木委員からの御質問でございます。

今回の、まあ用をなすのかということでございます。先ほども申し上げましたけれども、博物館の4大機能というものがございませう。保存、展示、それから、調査、教育、この4大機能がございませう。従来の博物館は、例えば何百億かの箱物を建てて、そこで展示して座して待つと、そして、そこに観覧者が行って見る、主催者はそれを待つというのが主流でございましたけれども、そうじゃなくて、これからは、むしろそこに見に行く人たちが、自分自身がそういった収蔵資料の標本をつくったり、あるいは野に入りまして実際調査をするとか、そういったことによって教育的効果を高めるといような方向性にだんだん推移しております。先ほど岩下委員からも御紹介がありました琵琶湖の博物館も——あそこは大きな箱物もございませうけれども、その参加と体験を物すごくシフトした形で事業を進めております。そういった形で、今回の熊本タイプにおきましては、4大機能は確

保しつつも、その中の教育的機能について力点を置いてやっていきたいというふうに考えております。

高木委員からの、恐らく不安といいますか、御懸念というのは、まず箱がないということではないかと思えます。しかしながら、今回の熊本タイプにつきましては、平成8年、10年の構想を立てた時点と大きな違いが、もう既に県立美術館に展示室が確保されている、そして装飾古墳館もある、そして市町村の博物館もある。県がとか、市町村がとか、そういったそれぞれの縦割りではなくて、それらが有機的に連携することによって展示を充実させる、そして収蔵物についても相互に利用し合うという形で、新たなタイプの博物館ということで試行しておるところでございます。

以上でございます。

○高木健次委員 課長の今の御意見からすれば、これが新しい熊本タイプだということだろうと思えますけれども、非常にその辺では我々もちょっと不安があるものですから、この辺については、やっぱりしっかりやっつかないと、なかなか、さっき言ったように、博物館の用に満たないのじゃないかなという感じがしますから、文化企画課長、その辺しっかりやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

○鬼海洋一委員 簡単に今の件で確認しておきたいと思うんですが、中間報告を今いただきました。先ほどの話の中では、最終的には今年度中に結論を出したいというお話でして、それまでに至るそのプロセス、この点をどういうぐあいに考えておられるのか、ざっといいですから、概略をお話しいただきたいと思えます。

○吉永文化企画課長 まず、本日御紹介いたしましたコンセプトにつきましては、県内の市町村あるいは民間の博物館の意見を聞きながらコンセプトをまとめ上げました。

今後は、年度内とおっしゃいましたが、年内でございます。年内にアクションプログラム及び中長期の工程表を公表したいというふうに考えておりますけれども、この作業に当たりましては、再び県内の市町村、博物館、それから、有識者、博物館の専門家の方——県内にもすぐれた方がいらっしゃいます。そういった方々の御意見を伺うと同時に、県内の関係部局、庁内横断的にこのコンセプトを肉づけして、そして、年内のアクションプログラム及び中長期の工程表作成に至りたいと考えております。

以上でございます。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○大西一史委員 済みません、ちょっと長くなってしまって申しわけないんですが、本会議で取り上げた交通系のＩＣカードのことについて、ちょっと幾つかお尋ねをしたいというふうに思います。

私は、再三再四、この委員会でも、それから本会議の場でも、もう3年ほど前から、全国相互利用カードのほうが汎用性が高く、利用者の利便性が高いということで、そうするように、事業者等々とも、熊本市あたりとも連携してやるようにということできつてきて、県のほうも、答弁としては、全国相互利用サービスが可能なシステム導入が望ましいというふうに言ってこられたということなんですが、さきの本会議では、前田議員の質問に対して、この件に関して、県は積極

的にこの問題に関与してきたというふうにおっしゃっているんですが、じゃあ具体的に積極的に関与したというのはどういうふうに関与してきたのかということ。県としてどういう主張をしてきたのかということ。

それともう1点、積極的に関与してきて、結果として、今現在この2つのシステムが、2種類のカードでもって運用しようとしている現状、これをうまく調整できなかった責任について、県はどう考えているのかということのをまず聞かせてください。

○中川交通政策課長 交通政策課でございます。

2点お尋ねがございました。ICカードへの県の積極的な関与でございしますが、ICカードの熊本県内への導入につきましては、もう2年ちょっとぐらい前から交通事業者の中で研究会が設けられておりまして、その中に、私どもは、市と一緒に、まずワーキングのメンバーとして参画しておりまして、その中でいろんなタイプのカードについて、まず共通認識を持とうということで勉強を重ねてまいりました。

そのワーキングをした後に、今度は、その検討の場を、交通事業者の中において意思決定がある程度できるようなグレードに上げられまして、私どもも、引き続きその中にオブザーバーとして参画させていただきまして、さきの大西先生の代表質問で答弁させていただきましたように、県民の利便性という観点から全国相互型が望ましいということで、そのワーキングから次のグレードアップした会議の中においても、相互利用型の導入ができないかということで働きかけてまいっております。

その中でずっと議論している中で、事業者の方からその後出てまいりましたのは、これは私ども一緒になって研究した中で出てきたものでもございますけれども、相互利用型に

つきましては、かなりコストがやはり高いということが事業者の中での最大の懸念ということで、これはなかなか相互利用型の導入は厳しいということのお話ございました。

その後、そういう場で議論をしても、なかなか県内への導入につきまして、皆さんの、特に県民の方の理解が得られないということの申し入れをしまして、その議論を交通事業者と行政だけの議論からオープンな議論の場に移そうということで立ち上げましたのが、熊本市が今主催しております公共交通協議会でございます。

この協議会には、事業者、バス事業者も全員、社長以下入っておりますし、利用者の一般公募の代表の方も入っておりますし、国、それから私ども県、それから市議会の会派を全部超えて代表の方が入っております。

その中でずっと議論を重ねてまいりまして、相互利用型についてのお話というのから入ったんですけれども、やはり事業者のほうからは、具体的にいきますと、まだつかみの数字ではあるものと前置きではございましたが、まずイニシャルコストで事業者のほうから示された数字によりまして、地域型で——地域型というのは、いわゆる相互利用型でなく、閉じたカードでございしますが、約12億、それから、全国タイプの相互利用型というのが13億ということで、まず導入時点で1億ぐらいの開きがあるという御懸念がございました。

あわせて、特に強調されましたのがランニングコストですね。ランニングコストが、毎年9,000万近く差があって、相互利用型のほうが高くつく。それが、システムを導入しますと、やはり10年以上は使うものですから、その10年間に限ってみましても、9,000万の10倍で9億ということで、今、交通事業者の方、バス事業者の方は、かなりバス事業の運営に苦勞されております。県から、国から、市町村から、行政からの多額の補助金等

を受けながら運営している中であっては、このコストの差というのはなかなか越えられないという御意見がございまして、その協議会の場では、なかなかこれは厳しいのではないかといい中まで今に至っております、バス事業者のほうは地域型タイプでいきたいと。熊本市のほうにつきましては、これは電車とJR等の利用なんかも念頭に相互利用型でいきたいということをおつかれて、相互利用型をベースにして話を進められて、今、公募の結果、1社が契約対象として決まっているということでございます。

ですので、現時点では、オープン議論を尽くした結果、今県内で交通事業者の中において2つのタイプが併存する準備ができていると。まだ、これからシステム設計とか入ってきますので、そういうことになっていると。

今の状況はどうかということでございますが、私どもとしましては、かなり時間をかけて事業者の方等からもヒアリング等をして、その公共交通会議の場でもかなり突っ込んだ話をした結果でございますので、この2つのシステムというのが今ある状態というの、相互利用型一本にできればよかったんですけども、なかなかそうはいかなかったなと思っております。

ただ、これから、この2つのタイプがある中で、特に県民の方の利便性という観点から、じゃあ具体的にうちの都市圏内にどういう機能を持ったタイプが、どういうエリアに入っていくかというのを、これから引き続き関係者間でしっかり議論してまいりたいと思っております。

以上でございます。長くなりました。申しわけございません。

○大西一史委員 ちょっとよくわからない答弁で、県の本当に主体性というのがどこなのか、ちょっと今の話ではよくわからなかった

んですが、ただ、公的な会議、いろんな面でも出てきたということですが、当然水面下でもいろんな調整をやってこられたかというふうに思います。

ただ、その点はあれなんです、じゃああしたから、あしたでしたっけ、10月以降に具体的な仕様を決めるような協議の場を設置するということすし、あるいは交通事業者、それから県も入るといようなことで話を伺っていますが、さきの答弁の中でも、交通事業者間で比較検討が十分に行われ、カードの機能や導入範囲、それから事業費や維持管理費等のコスト等、そういったものが明らかになった上で県としての支援の是非や範囲を判断するというふうに県はおっしゃっていますが、だったら、県として支援するための条件というのは一体どういう条件があるんですか。それが示されなければ、私は、逆に言えば、こういう会議に幾ら出てもなかなかうまくいかないんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがかということが1つ。

それともう1つ、今後の協議の場でですけれども、システムが一本化できればそれにこしたことはないということで、ぜひそういう方向でやってもらいたいというふうに思うんですが、最悪2つのシステムが併存したとしても、カードだけでもせめて、利用者の方のために1枚で済むような方法でしてもらえないかということ、ぜひ県としても検討するように要望していただきたいということをお願いしたいんですが、その点はどうかということ。

それともう1つ、導入エリアとか対象路線というのを県としてどう考えているのかということなんです。これは熊本市の市電とそれから熊本市近郊を走るだけのバスだけということであれば、市やその事業者間だけである程度完結する話なのかもしれませんが、私は、空港までのリムジンバスとかあるいは長距離の、例えば人吉号とか天草号とか、そ

れから高森号とかいろいろありますよね、そういったバス。そういったことも含めて、県民の方も県外の方も非常に利便性が高まるような方向でやるということに関しては、逆に言えば、県がその辺を支援していいシステムをつくるということを提案していくことができるんじゃないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○中川交通政策課長 3点御意見をいただきました。

まず、支援の条件ということでございます。

私どもは、繰り返しになりますけれども、全容が見えた中で検討していきたいと。あらかじめ、これこれこういうことが実現できればというよりも、まずは具体的に交通事業者が県内にどういったところに入れたいかというのをきちんと具体的に示してもらってからでないと、条件といいますか、それを踏まえた上からの支援ということになる、それが通常ではないかと考えております。これは具体のほかの補助金とかを考える際も、全容、具体的にどういうことをやるかというのと、そういう状況を並行して検討しながらということになりますので、先にそれがどういう条件だからというのはなかなかしがないとと考えております。

次に、一本化の点でございますけれども、これにつきましても、私どもも、委員御指摘のとおり、できるだけ、今2つのタイプの併存の中において、県民の方にとって少しでも利便性が高まることというのは望んでおりますので、具体的にどういうことになるかというのはこれからになりますが、しっかりそういう県民の利便性の観点等から意見を申したいと思っております。

3点目につきましても、今の2点目と同じでございます、できるだけ県民の方、利用の方の利便性の向上、あるいは外から来られ

た方も使いやすいというような観点から、どこまでできるかというのは、それこそ事業者の方にどこまで費用がかかるんだというのをしっかり示してもらった上で具体には決まっていくものと思っておりますので、引き続き検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 ちょっと今の答弁でも、本当に県がどういうふうにしたいのかというのはやっぱりよくわからないですね。だって、それは県として、例えば支援する条件、こういうことであれば支援をしてもいいですよということは、私は言うべきだと思いますよ。そうしないと、この協議の中で、なかなか仕様の細かい点で詰めている中で、やっぱりできるだけ広い路線で導入されるようにするためにはどうしたらいいとか、広域利用をするためにどうしたらいいか、そういう中で、県としては、例えばこういう人吉号とか天草号とか、いろんな多くの路線に使われるようなことであれば支援をすることも構いませんよということを言っても私はいいと思うんですが、そういった考えというのはないんですか。もう一回、ちょっと課長。

○中川交通政策課長 御指摘でございますが、その条件、導入エリアとか、どういう機能でいくかという話を、じゃあそれを導入することでどれだけ多額の費用がかかるかというのを、一方では私たちは、しっかり審査、検討することが必要だと思っておりますので、先に事柄ありきというよりも、その事柄によってどれだけ行政からの支援というのが必要になるのかというのは、これをしっかりと検討させていただいた上で最終判断をしたいと思っております。

以上でございます。

○大西一史委員 部長のこれは答弁でもあり

ますので、ちょっと部長にもお尋ねするんですが、やっぱりこういうシステム導入というのは——今の状況は非常に私はよくないと思うんですよ。利害関係者、いろいろあるのはよくわかるので、それぞれの都合ではそれぞれの中でやっていくというのはいいんですが、やっぱり県として県民の利便性をどのぐらい高めるかという観点、この辺でやっぱりリーダーシップをとって調整を図っていただきたいというのが私からの非常に強いお願いなんですよ。

これが、例えば公共交通にかかわらない、ショッピングだけの話とかであれば、県も私も口を出す筋合いはないというふうに私は思います。だけど、これは公共交通をできるだけ活用できるようにということで、やっぱり利用しやすいような環境をつくるということが県としては一番望ましいということなので、そういうふうにはやっぱりインセンティブを働かせていくようにやっていただきたいというふうに思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○錦織企画振興部長 さきの本会議の中でも、私から御答弁申し上げましたが、このICカードの導入に当たりましては、先ほど委員からも御指摘のございましたとおり、県としては、例えばそのシステムの導入あるいは運営にかかるコストがどうなっているのか、それから、その導入されるエリアがどれだけのものであるのか、そしてまた、それを運営される事業体というのが、果たして永続的な支援をするに値する存在なのか、システムになっているのかといったもろもろの着眼点がございまして。そういったものを今後踏まえながら、新しく市あるいは民間事業者と今後議論を始めます新たな議論の場で、県としての求めるべきチェックポイントを提示しながら、具体的なシステムの策定に向けて、県庁としては意見を述べてまいりたいと思いま

す。

そのときに、意見を述べていく上での視座というのは、大西委員が御指摘されたそのとおりでございます。県内外の方々が、公共交通機関であるバス、そして市電といったものを利用する上で、その利便性がさらに高まっていくようになるためにはどういうシステムがいいのかと、そういう立場から、県としては、さまざまな可能性について言及してまいりたいと考えておりますので、今後ともこの議論を、大西先生はもとより、議会の方々とも、コミュニケーションをよくしながら議論していきたいと思っておりますので、ぜひ御指導のほどよろしくお願いいたします。

○大西一史委員 済みません、もう長くなってしまって、大変ほかの委員の皆さんには申しわけないんですが、私がこれを問題視しているのは、やっぱり利用者目線というのが本当に置き去りにされているような気がするんですよ。やっぱりこれはシステムを入れるというのは、それはそれぞれの事業者にとってのいろんな利害が絡みますから、難しいのはよくわかっているんだけど、やっぱり利用者のためにどうするんだという視点、これが民間事業者も含めてどう捉えているのかというところが、私は根本的にやっぱり問題視をしているところなんです。だから、そういう意識の中で、やっぱり公共性を担っているということを強く担ってもらえるように、県のほうからもしっかり言っていただきたいということ。

それと、やっぱりできるだけシンプルなシステムになるように、この詳細な詰めの中でも——システムは2つでも、最悪1枚のカードでも何とかできるというようなことも考えられる、技術的には全くできないことではないということを知っておりますので、そういった可能性をできるだけ追求して利便性の向上に努めてもらうように、県として積極的に働

きかけてください。またしつこくこれは聞かせていただきます。

以上です。

○山口ゆたか委員長 ほかにありませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○山口ゆたか委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、陳情書等が1件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

次回の委員会については、11月1日を予定しております。

なお、正式通知については、後日文書で行いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。お疲れさまでございました。

午後0時42分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

総務常任委員会委員長